

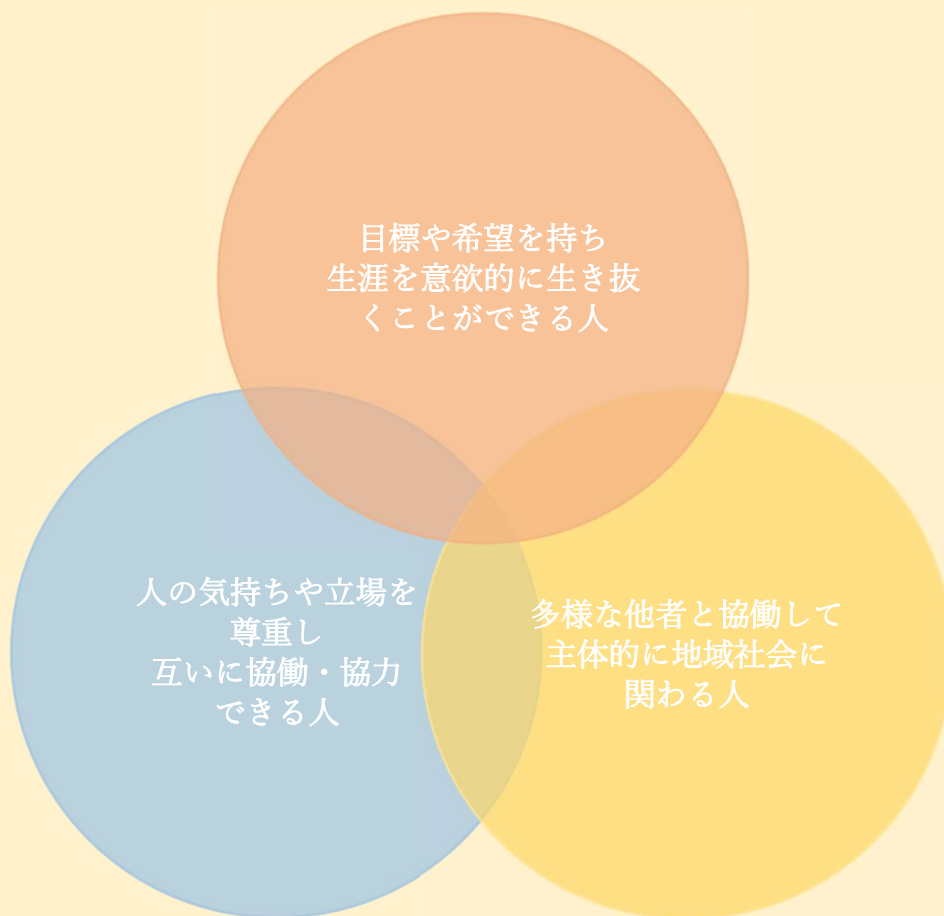
尼崎市教育振興基本計画概要版 (令和5年度重点取組など)

教育の基本方針

未来志向の教育

個の尊厳や人権の尊重

家庭・地域社会との連携（子どもの視点に立った教育）



教育委員会

基本的な方針を定め、今後の目指す方向性を示すとともに、学校園・家庭・地域社会が一体となった教育・学習活動が促進されるよう努めます。

学校園

基本的な方針を踏まえ、校園長のリーダーシップの下、家庭・地域社会と一体となった教育活動に努めます。

家庭・地域社会

自らも生涯にわたって学び続け、地域社会の活性化に努めるとともに、地域ぐるみで子どもの育ちの支援に努めます。



1 就学前教育 – 後伸びする力や生きる力の基礎などを育成 –

- ・ 幼児期に求められる 5 領域に係る教育の一層の充実による後伸びする力や生きる力の基礎の育成
- ・ 就学前教育を取り巻く状況を踏まえ、保育所や認定こども園なども含めた就学前教育のあり方の検討、公立施設の役割の整理の実施

令和 5 年度の重点取組

- ・ 就学前教育施設に共通する教育内容の充実策や官民幼保の連携方法、更には、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割の再整理や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について、その方向性や取組等を示す「(仮称)就学前教育ビジョン」の策定を進めます



2 義務教育 – 確かな学力の保証・自己肯定感の醸成 –

- ・ 全国学力・学習状況調査、あまっ子ステップ・アップ調査、尼崎市学びと育ち研究所の研究の結果などを踏まえ、指導力の向上を図り、確かな学力を保証
- ・ 全国平均や他者との比較だけでなく、児童生徒一人ひとりの成長に着目し、自己肯定感を醸成



令和 5 年度の重点取組

- ・ 外国語学習への興味・関心を高め、異文化や他者の多様な考え方に触れるため、中学校の 1・2 年生を対象に、オンライン上で海外とつなぎ、外国人講師による英会話レッスンを実施します
- ・ 国が推進する部活動の地域移行に向け、中学校のモデル校において、地域のスポーツ団体等による休日部活動を実施し、地域部活動の振興とスポーツの推進を図ります

3 高等学校教育 – 市立 3 校の特色化・これからの社会で求められる力の育成 –

- ・ 市立高等学校 3 校それぞれの特色、普通科、体育科、ものづくり機械科、電気情報科、商業学科それぞれの特徴を踏まえた、高等学校教育の一層の充実
- ・ これからの社会において共通して求められる、自ら考え、判断し、表現する力の育成

令和 5 年度の重点取組

- ・ 国際総合類型で尼崎高等学校に入学した生徒に対して、グローバル社会で活躍するために必要な語学力（英語）の向上や資質・能力の育成を目的として、新たな教育プログラムを実施します



4 豊かな心の育成、いじめ防止

－他人の気持ちが分かる児童生徒の育成・いじめを予防、対処できる教育の実施－

- ・多様性を受容し、相手の気持ちになって考えることができる、他人の気持ちが分かる児童生徒の育成
- ・いじめはどこでも起こるものとして、予防・対処できる教育の実施、自身も仲裁者になることができる力の育成
- ・深刻ないじめ等が発生した場合に、被害者に寄り添った丁寧かつ適切な対応ができる体制の整備

令和5年度の重点取組

- ・令和4年12月に策定した「校則の見直しに関するガイドライン」の趣旨に基づき、継続して校則の見直しに取り組むことで人権に関する感度の向上を図ります

5 不登校対策

－児童生徒一人ひとりに寄り添った教育－

- ・不登校にならないようにするための学校づくり、不登校児童生徒の学校外の居場所、学習環境の確保や親への支援、子どもの育ち支援センターとの連携などによる支援
- ・児童生徒の抱える困難に応じた支援策の実施



令和5年度の重点取組

- ・不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施することができる不登校特例校について、先進事例の視察などの調査研究を行います

6 特別支援教育

－インクルーシブ教育システムの展開－

- ・様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となる特別支援教育の実現
- ・合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備に取り組み、児童生徒の実態に応じて、多様な学びの場で適切な教育を受けることができるよう、インクルーシブ教育システムを展開

令和5年度の重点取組

- ・小中高等学校において、生活介助が必要な児童生徒等の生活上の困難を改善し、児童生徒の安全を確保して、通常の学級及び特別支援学級の学習を円滑に行うため、生活介助員を増員します
- ・小中学校において、通常の学級に在籍する発達の特性等により学習内容の理解や学校生活に困難がある児童生徒に対して個別の支援を行うため、学級担任等を補助する特別支援教育支援員を増員します

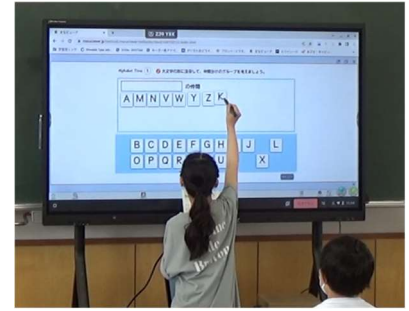


7 教育環境の整備 – 未来社会を生きるための教育環境の実現 –

- ・全市的な公共施設マネジメントの基本方針を踏まえた、学校園施設の適切な維持管理の推進
- ・各学校園が児童生徒や地域のニーズに応じて、教育環境を整えることができる環境づくり
- ・積極的な ICT の活用など、未来社会を生きるための資質や能力が身に付けられる環境の実現

令和 5 年度の重点取組

- ・小学校とあまよう特別支援学校（小学部）の普通教室及び特別教室の一部に電子黒板を導入します
- ・学校給食に一層の関心を高めるとともに、望ましい食習慣の形成を図ることを目的に、生徒が自ら考えた給食の献立を募集・表彰する中学校給食献立コンクールを実施します
- ・調理師の退職動向等を勘案し、給食調理業務の効率的な運営及び食育の推進を図るため、令和 5 年度から現行の 35 校に加え、新たに 1 校（あまよう特別支援学校）を民間事業者へ委託します



8 教員の育成・勤務環境の整備 – 児童生徒と向き合える環境の整備 –

- ・教員一人ひとりのキャリアプランを踏まえた幅広い研修体系の構築による計画的な人材育成、バランスの取れた人事配置の実施
- ・教員が児童生徒と向き合う業務に一層注力することができる環境の整備

令和 5 年度の重点取組

- ・中学校への部活動指導員を増員し、指導体制の充実と教員の負担軽減を図るとともに、地域移行に向けた指導者の確保につなげます

9 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実

– 学びの活動の輪が広がり、循環する仕組みづくり –

- ・地域学校協働活動をきっかけとした、学びの活動の輪が広がり、循環する仕組みづくりの推進
- ・生涯学習プラザなどと連携し、市民それぞれに適した学びを通じた、人づくり、つながりづくり、地域づくりの推進

令和 5 年度の重点取組

- ・学校と地域との連携・協働をさらに推進し「地域とともにある学校づくり」を実現するため、継続して市立小・中学校及び高等学校において「コミュニティ・スクール」の実施校を順次拡大していきます

10 文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供

－地域の歴史、読書、スポーツに親しむ機会の提供－

- ・まちの魅力向上やシビックプライドの醸成、学ぶ機会の創出、生涯を通して学び、スポーツに親しめる環境づくり

令和5年度の重点取組

- ・MLA連携（博物館（M）、図書館（L）、文書館（A）の協力・連携活動）を推進し、市民の学びを支える環境を整備する取組の一環として、歴史資料の電子化を実施するとともに、これをウェブ公開していくためのデジタルアーカイブを運用していきます
- ・文化財保護法に規定された市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、文化財行政の中・長期的な基本方針と、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランとしての両方の役割を担う、文化財保存活用地域計画を策定します

